

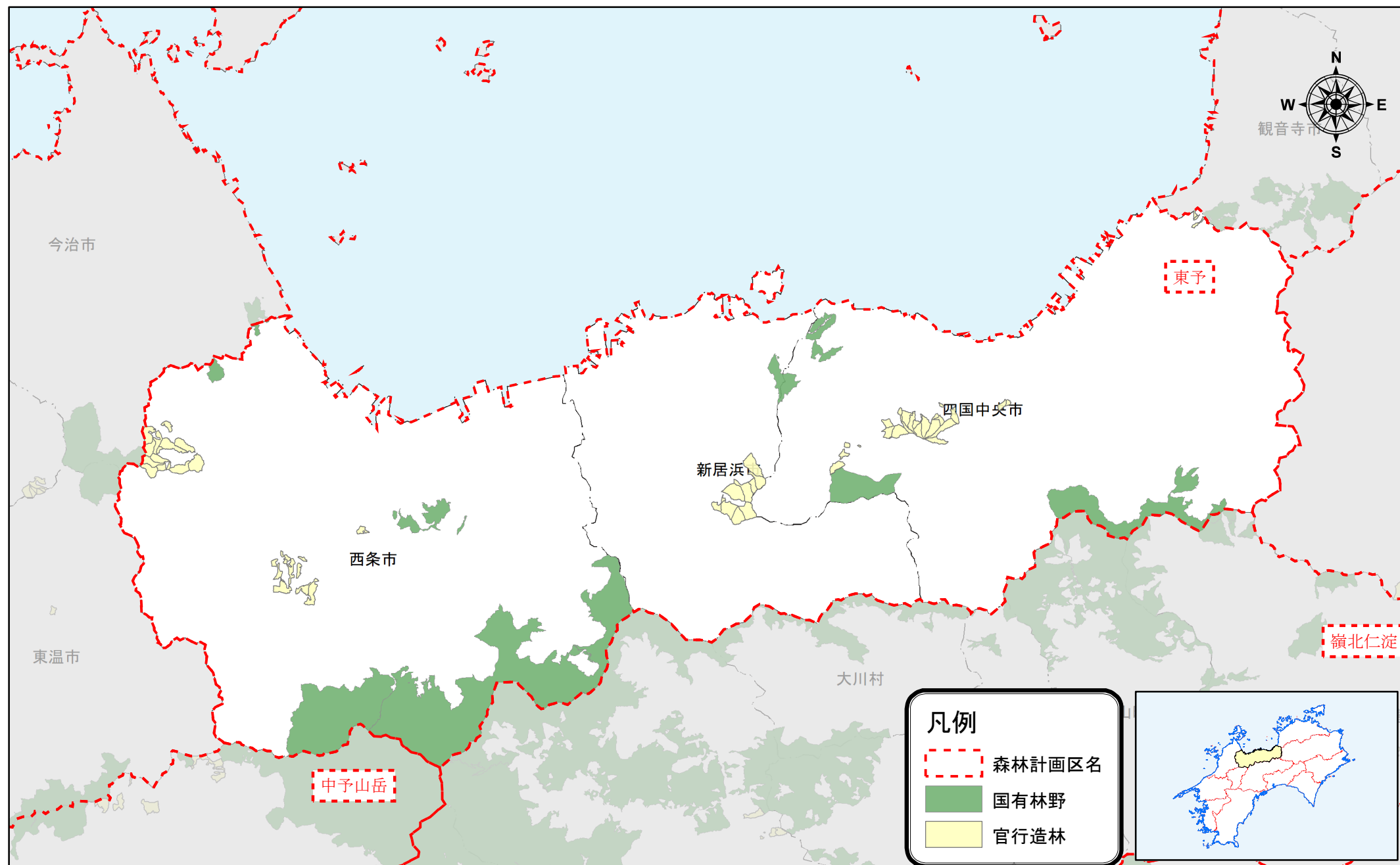
東予国有林の地域別の森林計画書

(東予森林計画区)

計画期間 自 令和 7 年 4 月 1 日
至 令和 17 年 3 月 31 日

四 国 森 林 管 理 局

東予森林計画区的位置図



目次

I	計画の大綱	1
1	森林計画区の概況	1
2	前計画の実行結果の概要及びその評価	1
3	計画樹立に当たっての基本的な考え方	3
II	計画事項	3
第1	計画の対象とする森林の区域	3
第2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	3
1	森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	3
(1)	森林の整備及び保全の目標	3
(2)	森林の整備及び保全の基本方針	4
(3)	計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	6
2	その他必要な事項	7
第3	森林の整備に関する事項	7
1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	7
(1)	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	7
(2)	立木の標準伐期齢	9
(3)	その他必要な事項	10
2	造林に関する事項	10
(1)	人工造林に関する事項	10
(2)	天然更新に関する事項	11
(3)	その他必要な事項	12
3	間伐及び保育に関する事項	12
(1)	間伐の標準的な方法	12
(2)	保育の標準的な方法	12
(3)	その他必要な事項	13
4	公益的機能別施業森林の整備に関する事項	13
(1)	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	13
(2)	その他必要な事項	14
5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	14
(1)	林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	14
(2)	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	15
(3)	林産物の搬出方法等	15
(4)	その他必要な事項	16
6	森林施業の合理化に関する事項	16
(1)	林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	16
(2)	作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	16
(3)	林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	16

(4) その他必要な事項	17
第4 森林の保全に関する事項	17
1 森林の土地の保全に関する事項	17
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区...	17
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	18
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	18
(4) その他必要な事項	18
2 保安施設に関する事項	18
(1) 保安林の整備に関する方針	18
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	19
(3) 治山事業の実施に関する方針	19
(4) その他必要な事項	19
3 鳥獣害の防止に関する事項	19
(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	19
(2) その他必要な事項	20
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	20
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	20
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）	20
(3) 林野火災の予防の方針	20
(4) その他必要な事項	20
第5 計画量等	21
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	21
2 間伐面積	21
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	21
4 林道の開設及び拡張に関する計画	22
5 保安林整備及び治山事業に関する計画	23
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	23
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	24
(3) 実施すべき治山事業の数量	24
第6 その他必要な事項	25
1 保安林その他制限林の施業方法	25
2 その他必要な事項	26
別表1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法	27
1 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	27
2 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	27
別表2 鳥獣害防止森林区域	28

I 計画の大綱

国有林の地域別の森林計画は、森林法第7条の2に基づき、森林管理局長が全国森林計画に即して、その管理経営する国有林の森林計画区においてたてる森林計画である。

本森林計画は、東予森林計画区に位置する国有林の計画を、令和7年4月から令和17年3月の10カ年を計画期間として樹立したものである。

1 森林計画区の概況

本計画区は、全国森林計画の重信・肱川広域流域に属し、石鎚山（1,982m）から東西に走る四国山脈と瀬戸内海に挟まれた愛媛県東部の四国中央市、新居浜市、西条市の全域を包括する地域であり、東は三傍示山（1,158m）、金見山（596m）等の諸山の稜線により徳島、香川両県と接し、南は高知県との境をなし、また西は今治市、東温市及び久万高原町に隣接している。区域面積は116,575haでそのうち森林面積が85,265haを占めている。

人口は、愛媛県総人口の約23%に当たる303,483人（令和2年国勢調査）であり、平成27年からの5年間で12,007人が減少している。

本計画区の国有林の森林面積は10,687haで、区域森林面積の13%を占めている。林種別の面積をみると、人工林が4,754ha（44%）、天然林が5,409ha（51%）、伐採跡地等の無立木地が524ha（5%）となっている。

また、人工林面積を樹種別にみると、スギ20%、ヒノキ59%、その他21%と、ヒノキが6割を占めており、今後、当地域のヒノキの産地形成に貢献していくものと思われる。人工林の齢級配置は7齢級以下が2%、8～10齢級が13%、11齢級以上が85%となっている。

石鎚山周辺の原生的な天然林等は石鎚山系森林生態系保護地域*1に指定するとともに、瓶ヶ森等の自然景観の優れた天然林等は、自然休養林*2等のレクリエーションの森に設定し、その保存に努めている。

このほか、国有林の大部分を保安林に指定するなど、国土保全、水源の涵養、自然環境の維持及び形成、国民の保健及び休養の場の提供等公益的機能の発揮にも努めている。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

伐採立木材積については、主伐量のうち約9割を占める官行造林契約地の伐期の延長、経済性の条件等が合わず入札が不調となったこと等から、主伐・間伐ともに計画量を下回る結果となった。

※1 森林生態系保護地域：国有林のうち原生的な天然林を保存することにより、自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、学術研究などに役立てるとともに、これらの森林を後世に引き継ぐことにしている森林

※2 自然休養林：自然探勝、自然科学教育等に適した森林、スポーツ施設等の設置に適した地域、レクリエーション利用上重要な景観を構成し風致の維持向上を図る必要のある森林等のうち、特に景観が美しく保健休養に適した森林

造林面積については、主伐の実行減に伴い期間内に植栽を行う箇所が少なかったこと等から、実行量が無かった。

林道等の開設は、下流域における被災林道の復旧が遅れたこと、既設林道等を活用して森林整備を実施したことから、計画量を下回る結果となった。拡張は、伐採や造林等の事業実施を踏まえ優先度の高い路線から実行したことから、計画量を下回る結果となった。

治山事業については、緊急度の高い箇所から実行した。

項 目	計 画	実 行	実行歩合(%)
伐採立木材積	404,600 m ³	14,655 m ³	4
主伐	330,700 m ³	2,320 m ³	1
間伐（材積）	73,900 m ³	12,335 m ³	17
間伐（面積）	482ha	73ha	15
造林面積	51ha	0ha	0
人工造林	41ha	0ha	0
天然更新	10ha	0ha	0
林道等の開設又は拡張	開設： 3.5km 拡張： 12 箇所	開設： 0km 拡張： 2 箇所	0 17
林道	開設： — km 拡張： 12 箇所	開設： — km 拡張： 2 箇所	— 17
林業専用道	開設： 3.5km 拡張： — 箇所	開設： 0km 拡張： — 箇所	0 —
その他	開設： — km 拡張： — 箇所	開設： — km 拡張： — 箇所	— —
保安林の指定・解除	指定： 3.44ha 解除： — ha	指定： 0ha 解除： — ha	0 —
水源涵養	指定： 3.44ha 解除： — ha	指定： 0ha 解除： — ha	0 —
災害防備	指定： — ha 解除： — ha	指定： — ha 解除： — ha	— —
保健、風致の保存等	指定： — ha 解除： — ha	指定： — ha 解除： — ha	— —
治山事業	4 箇所	2 箇所	50

（注） 1 計画欄は、前半5ヶ年に相当する数値である。

2 実行欄は、令和2～令和5年度の実績と令和6年10月末の実績の計である。

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少等の社会的情勢の変化にも配慮する。また、近年の森林に対する国民の要請を踏まえ、花粉症発生源対策を加速化するとともに、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進する。加えて、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を検討する。あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林GISの効果的な活用を図る。

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

○市町村別面積

単位：ha

区 分		面 積		管轄森林管理署等
総 数		10,686.56	(1,738.29)	
市 別 内 訳	四国中央市	2,469.82	(529.12)	愛媛森林管理署
	新居浜市	556.40	(472.58)	〃
	西条市	7,660.34	(736.59)	〃

(注) 1 国有林の地域別の森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林とする。

2 森林計画図の閲覧場所は、四国森林管理局計画課及び愛媛森林管理署とする。

3 面積欄の()は、官行造林で内書とする。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の目標を次のとおり定める。

ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林

カ 生物多様性保全機能

全ての森林が発揮するものであるが、属地的に機能が発揮されるものを示せば、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が大きい森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針を次のとおり定める。

ア 水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林に

おける針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進する。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

ウ 快適環境形成機能

国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。

エ 保健・レクリエーション機能

観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

オ 文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。

また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

カ 生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指す。

とりわけ、原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。

また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進する。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

なお、森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地的でない機能であることに留意する必要がある。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位 面積：ha 蓄積：m³/ha

区 分		現 況	計画期末
面積	育成単層林	4,743	3,078
	育成複層林	456	516
	天然生林	4,970	4,970
森林蓄積		256	257

(注) 1 育成単層林、育成複層林及び天然生林において実施される施業の内容については、以下のとおり。

- (1) 育成単層林においては、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為*3により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業（育成単層林施業）。
 - (2) 育成複層林においては、森林を構成する林木を択伐*4等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層*5を構成する森林（施業の関係上一時的に単層林となる森林を含む）として成立させ維持する施業（育成複層林施業）。
 - (3) 天然生林においては、主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業（天然生林施業）。この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のための禁伐等を含む。
- 2 現況に対する計画期末の育成単層林の面積の減は、官行造林地の返地などによるものである。

2 その他必要な事項

特になし

第3 森林の整備に関する事項

森林施業を実施するに当たっては、第2の1に定める森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項によるほか、次に掲げる基準によることとする。

施業の実施に当たっては、山村における過疎化や高齢化の進行を踏まえ、林地生産力の高低や傾斜の緩急といった自然条件のほか、車道等や集落からの距離といった社会的条件を勘案しつつ効率的かつ効果的に行う。また、森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては保残に努める。さらに、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を推進する。このほか、野生鳥獣による森林被害の状況に応じた施業を行う。

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法

伐採に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮を確保するため、気候、地形、土壌等の自然条件を踏まえ、伐採の規模、周辺の伐採地との連たん等を十分考慮する。特に、林地の崩壊の危険のある箇所、溪流沿い、尾根筋等について、林地の保全や生物多様性の保全等に支障が生じないように、伐採の適否、伐採方法及び搬出方法を決定する。

ア 育成単層林施業

育成単層林施業の実施に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件、車道や集落からの距離等の社会的条件、林業技術体系等からみて、人工造林又はぼう芽更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当な森林について、以下の事項に留意して実施することとする。

（ア）主伐に当たっては、自然条件及び公益的機能の確保についての必要

※3 人為：植栽、更新補助（天然下種更新のための地表かきおこし、刈払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したもの。

※4 択伐：森林内の成熟木を数年から数十年ごとに計画的に繰り返し伐採（抜き伐り）すること。

※5 複数の樹冠層：樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるもの。

性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮することとする。

また、林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

(イ) 主伐の時期については、多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の効率的な利用を考慮して多様化、長期化を図ることとし、多様な木材需要に対応した林齢で伐採することとする。

イ 育成複層林施業

育成複層林施業の実施に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件、社会的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意して実施することとする。

(ア) 主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととする。

(イ) 択伐による場合は、森林の諸機能の維持増進が図られるような適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率、繰り返し期間によることとする。

(ウ) 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、配置等に配慮することとする。

ウ 天然生林施業

天然生林施業の実施に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件、社会的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上実施することとする。

(ア) 主伐については、イの(ア)によることとする。

(イ) 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じた適切な施業を行うこととする。

エ 保安林等

保安林及び保安施設地区内の森林並びに法令により立木の伐採につき制限がある森林（森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定する森林をいう。）については、制限の目的の達成に必要な施業を行う。

オ 伐採に関する留意事項

(ア) 皆伐を行う森林

a 人工造林を行う森林

1箇所当たりの伐採面積は、制限林のうち保安林及び自然公園第3種特別地域にあっては、おおむね5ha以下（ただし、1伐採箇所

の面積の限度が5ha以下で指定されている保安林等にあつては、その制限の範囲内。)とし、その他の制限林にあつては、その制限の範囲内とする。

制限林以外にあつても、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能を有する森林にあつては同様とする。

契約に基づく分収林及び官行造林においては、おおむね20ha以下とし、立地条件、公益的機能の要請等を総合的に勘案して定めることとする。

伐採箇所は努めて分散させるとともに、新生林分の保護、公益的機能の確保のため、尾根、斜面中腹等を主体として、必要な箇所に保護樹帯を設置することとし、保護樹帯の効果を適切に発揮させるため、多様な樹種からなるように努める。

なお、新植を予定する林分に、利用径級に達しない有用樹種であつて、形質の優れているものが生育している場合は、努めて保残することとする。

更新をしても期待する成長を達成することが困難な箇所、風衝地、岩石地、急傾斜地等については、保残することとする。

b 天然更新を行う森林

伐採跡地において天然更新を行う森林は、有用天然木を主とする森林であつて、天然下種による更新が確実な林分とする。

伐区の面積はaに準ずるが、特に確実な更新を確保するため、伐採区域の形状、母樹の保残等について配慮する。また、将来旺盛な成長が期待できる中小径木については、努めて保残し育成する。

伐採を行うに当たっては、天然稚樹の発生状況、種子の結実状況等を勘案し適正な時期を選定する。

(イ) 択伐を行う森林

伐採に当たっては、目的に応じた適正な林相、林齢からなる林型に誘導することを目標とし、伐採率は40%を上限とする。

(2) 立木の標準伐期齢

樹種ごとに平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢、森林の構成を勘案して、本計画においては次のように定める。

地 区	標 準 伐 期 齢					
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他針	クヌギ	その他広
計画区全域	35 年	40 年	30 年	40 年	10 年	20 年

- (3) その他必要な事項
特になし

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

また、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）の植栽等に努める。

ア 人工造林の対象樹種

人工造林における造林すべき樹種は、土壌、地形等の自然条件を把握した上で、適地適木を原則とし、郷土樹種や広葉樹も考慮に入れて、既往の造林実績及び林産物の需要動向を勘案して最も適合した樹種を選定することとし、スギ、ヒノキ及びクヌギ等を主体とする。

イ 人工造林の標準的な方法

人工造林は、森林の適確な更新を図ることを旨として、自然条件、既往の造林方法等を勘案して、以下により行う。その際、コンテナ苗を使った造林など新たな植栽技術の活用や、伐採と造林の一貫作業システムの導入に積極的に取り組む。

(ア) 人工造林の植栽本数

- a 育成単層林のヘクタール当たりの植栽本数は、既往の施業体系を勘案して次を目安とし、林地生産力の高低等自然条件、導入する苗木の規格や特性、天然稚幼樹木の発生状況、有用天然木の配置状況、ニホンジカの影響等を総合的に勘案して決定する。その際、森林の適確な更新を図ることを前提に、低コスト化・省力化の観点から、可能な限り、低密度な植栽に取り組むこととする。

ただし、保安林等法令により規制されている林分については、当該法令の規制による。

樹 種	植栽本数(本)
ス ギ	1,200～3,000
ヒノキ	1,200～3,000
クヌギ	2,500～3,500

- b 育成複層林のヘクタール当たりの植栽本数は、1,200～3,000 を目安として、上木の状況等現地の実態により調整する。

ただし、保安林等法令により規制されている林分については、当該法令の規制による。

(イ) その他人工造林の標準的な方法

地ごしらは、気候その他自然条件等を勘案して、全刈り地ごしらは、筋刈り地ごしらは、枝条存置地ごしらは等を適切に行うこととする。

植栽方法は、原則として方形植えにより、2月～4月の間に行うこととする。なお、伐採と造林の一貫作業システム等におけるコンテナ苗を使った造林など新たな植栽技術による場合は、この限りではない。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

公益的機能の維持や早期回復を図るため、人工造林によるものについては、原則として2年以内とする。

(2) 天然更新に関する事項

天然更新は、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新を図ることができる森林において行う。

ア 天然更新の対象樹種

天然更新の対象とする主な樹種は、既往の天然有用樹種を勘案し、スギ、ヒノキ、アカマツ、ケヤキ、ミズメ、シイ、カシ等とするが、適地適木を旨として、自然条件、周辺環境等を勘案して選定する。

イ 天然更新の標準的な方法

天然更新は、森林の適確な更新を図ることを旨として、下層植生、前生樹等を勘案しつつ、以下により行う。なお、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までに、天然更新の状況を確認することとする。

(ア) スギ、ケヤキ等

スギ、ヒノキ、ケヤキ、ミズメ等の天然木については、伐採に当たって、天然更新による成林が確実となるよう、母樹及び中小径木を適切に保残するとともに、稚樹の発生、生育を促す地表処理、刈出し等の天然更新補助作業を行うこととする。

また、稚樹が少ない場合には、植込み、播種等により更新を図ることとする。

(イ) アカマツ

アカマツは原則として天然更新によることとし、アカマツの生態的適地でかつアカマツが現存し、植生状態等の立地条件から天然更新による成林が可能な箇所を選定し、伐採後、地表処理、刈出し等の天然更新補助作業を行うこととする。

(ウ) シイ、カシ等

シイ、カシ、コナラ等ぼう芽力の旺盛な広葉樹については、除伐等

の天然更新補助作業を行うこととする。

(3) その他必要な事項

多様な森林を造成するため、人工造林を計画した箇所においても、天然更新を積極的に指向することとする。

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐の標準的な方法

人工造林を実施した森林においては以下を基本とし、発揮すべき機能や林分状況等に応じて適切に実施することとする。その際、生産性の向上等の観点から、列状間伐を積極的に採用する。

樹種	生産目標	間伐の時期（年）		間伐の方法
		初回	2回目	
スギ	一般材 主伐の時期 45年	25 (30)	35 (40)	間伐の方法は点状間伐又は列状間伐とする。 なお、林分の状況により成木摘伐を実施する。 1回に実施する間伐率は、$Ry \times 6$を0.10～0.25 下げることを目安に本数間伐率50%程度までの範囲で選木を行う。 ただし、制限林にあっては指定された施業要件の範囲内とする。
ヒノキ	一般材 主伐の時期 50年	30	40	

(注) スギの一般材を生産の目標とする林分においてヒノキが混在し、かつ、林分状況等により必要と考えられる場合は、()の時期を目安として間伐を行うことができることとする。

(2) 保育の標準的な方法

人工造林を実施した森林においては、次を目安とする。ただし、造林木の確実な育成を図ることを前提に、生産性の向上等の観点から、下刈回数の低減、下刈手法の簡素化等可能な限り省力化を図ることとする。

保育の 種 類	樹 種	実 施 林 齢 (年)												
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	～	15	
下 刈	ス ギ ヒノキ	○	○	○	○	○								
つる切							○		○					
除 伐											○		○	

※6 Ry：収量比数。森林の密度の相対値を示す収量の指標で、ある樹高における最大の材積を1としたときの現実の材積の割合を示したもの。

- (3) その他必要な事項
特になし

4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林の区域及び施業方法は別表1のとおり定める。

ア 公益的機能別施業森林の区域

(ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

水源涵養機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

a 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

山地災害防止機能・土壌保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定めることとする。

b 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

生活環境保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。

c 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

保健・レクリエーション機能又は文化機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。

イ 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

(ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域内における施業の方法

良質な水の安定供給を確保する観点から、森林の健全性を確保する

ための適切な除・間伐とともに、伐期の延長（主伐は標準伐期齢に10年を加えた林齢以上とする。）、森林の面的広がりやモザイク的配置を考慮した伐採、1箇所当たりの伐採面積の縮小を基本とする森林施業を推進することとする。

立地条件や機能の維持増進のため必要かつ適切と見込まれる場合は、針葉樹単層林の伐期の長期化や天然力等を活用した針広混交林化、人為と天然力とを組み合わせた複層林化（長伐期施業、択伐による複層林施業、複層林施業（択伐によるものを除く。））を推進することとする。

（イ）土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域内における施業の方法

それぞれの区域の機能に応じ、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本とし、特に機能の発揮が求められている森林は、択伐による複層林施業、適切な伐区の形状・配置により機能の確保が可能な森林は、長伐期施業（主伐は標準伐期齢のおおむね2倍以上とする。）、その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林は、択伐以外の方法による複層林施業など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業の方法を推進する。

（２）その他必要な事項

特になし

５ 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

（１）林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなるものとする。その開設については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進する。

その際、高性能林業機械開発の進展状況等も考慮しながら、５（２）効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方を踏まえ、林道及び森林作業道を適切に組み合わせて整備（既設路網の改良を含む。）する。

また、林道の整備については、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林等を主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて推進する。特に、林道の開設に当たっては、災害の激甚化や走行車両の大型化、未利用材の収集運搬の効率化に対応

し、河川沿いを避けた尾根寄りの線形選択、余裕のある幅員や土場等の適切な設置、排水施設の適切な設置等を推進する。また、既設林道の改築・改良に当たっては、走行車両の大型化等に対応できるよう、曲線部の拡幅や排水施設の機能強化など質的な向上を図る。

○基幹路網の現状

単位：km

区 分	路線数	延長
基幹路網	11	56.3
うち林業専用道	0	0

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

区 分	作業システム	路網密度
緩傾斜地（0°～15°）	車両系作業システム*7	110m/ha 以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	85m/ha 以上
	架線系作業システム*8	25m/ha 以上
急傾斜地（30°～35°）	車両系作業システム	60<50>*9 m/ha 以上
	架線系作業システム	20<15>m/ha 以上
急峻地（35°～）	架線系作業システム	5m/ha 以上

(3) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出に当たっては、地形等の条件に応じて路網と架線を適切に組み合わせることとする。特に、地形、地質等の条件が悪く、土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、森林の更新や森林の土地の保全に支障を生じる場所においては、地表を極力損傷しないよう、路網の作設を避け、架線によることとするなど十分配慮する。

やむを得ず路網又は架線集材のための土場の作設が必要な場合には、法面を丸太組みで支えるなどの対策を講じる。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬

※7 車両系作業システム：林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

※8 架線系作業システム：林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

※9 「急傾斜地」の<>書き：広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

出方法
特になし

(4) その他必要な事項

集材路・土場の作設時には、土砂、転石、伐倒木等が流出又は落下しないよう、必要に応じて保全対象（土砂、転石、伐倒木等の流出又は落下による被害を防止する対象となるものをいう。以下同じ。）の上方に丸太柵工等を設置する。特に、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象が下方にある場合は、その直上では集材路・土場を作設しない。

また、水道の取水口に濁水が流入しないよう、その周辺では集材路・土場の作設を避ける。特に、伐採現場の土質が溪流の長期の濁りを引き起こす粘性土である場合は、集材路・土場の作設を可能な限り避ける。やむを得ず作設を行う必要があるときは、土砂が溪流に流出しないよう必要に応じて編柵工等を設置する。

6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

素材生産事業体等の林業事業体は、経営基盤の弱体な小規模零細な事業体が多く、また、林業労働者の減少・高齢化が進んでいる状況にあることから、一般林政施策との連携の下に、計画的な事業の発注や複数年契約の導入等により林業事業体の経営の安定化を図るなど育成強化策の一層の充実に努める。

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

林業経営コストの増嵩、労働災害の防止、林業就労者の減少等の状況に対処するため、生産コストの低減、労働環境の改善等を大幅に促進する林業の機械化が急務となっている。

このため、傾斜等自然条件、路網の整備状況、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、間伐の実施や複層林への誘導に必要な非皆伐施業にも対応した高性能林業機械を核とする作業システムの導入と普及及び定着を目的として、生産性の向上に資する高性能林業機械を活用した列状間伐や伐採と造林の一貫作業システム等の導入、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者の養成等総合的な取組を支援する。

(3) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

林産物の利用促進を図るため、森林所有者等から木材製造業者等に至る木材の安定的取引関係の確立、需要者のニーズに即した品質や強度性能の明確な木材製品を安定的に供給し得る体制の整備等の推進が求められている中、国有林としては、樹材種の変化を踏まえつつ、民有林とも連携し、計画的な

木材の供給を通じて、これらを支援することとする。

(4) その他必要な事項

森林経営管理制度の導入により、民有林において、森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託することとなっている。このため、国有林野事業としても、事業委託に際してはこうした林業経営者の受注機会の拡大に配慮するなど、意欲と能力のある林業経営者の育成に取り組むとともに、自ら森林経営を実施する市町村を支援するため、職員を対象とする研修を活用した市町村林業担当者研修や現地検討会の開催等を通じて森林・林業技術の普及や情報提供に取り組む。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位：ha

森林の所在		面積	留意すべき事項	備考
市町村	区域			
四国中央市	1043～1048、 1065～1070 (四)1～6、8～16、 31、32	(418.75) 2,354.41	林地の適切な管理並びに適切な施業の実施により林地の保全を図るほか、土石・樹根の採掘、開墾、その他土地の形質の変更に当たっては十分留意するものとする。 なお、保安林については上記に留意するほか、各保安林の指定施業要件によるものとする。	水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、干害防備保安林及び魚つき保安林並びに別表1の2の①に掲げる森林のうち保安林ではないもの。
新居浜市	1065 (新)1～9	(472.58) 549.61		
西条市	1001～1042、 1060～1062 (明)1 (田)1 (西)1、3 (庄)2、5～16	(633.43) 7,232.30		

(注) 1 区域欄には、当該地区の属する林班名を記載する。

2 留意すべき事項欄には、水源涵養、土砂流出防止等について特に留意すべき事項を記載する。

3 備考欄には、保安林、施業を特定する必要がある林分等の場合には、その種類を記載する。

4 区域欄の()は、官行造林の契約相手の略称を示す。

5 面積欄の()は、官行造林で内書とする。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

単位：ha

区分		森林の所在	面積	搬出方法
総数			901.60	
市別内訳	四国中央市	1047、1069、1070	348.86	原則として架線集材とする。
	西条市	1004、1008、1016、1017、1019、1020、1032、1034～1040、1042、1064	552.74	

(注) 1 森林の所在欄には、当該森林の属する林班名を記載する。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調和を図ることとする。なお、土地の形質の変更を行う場合は、下記に留意することとする。

ア 地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等に留意して、その実施地区の選定を行うこととする。

イ 土砂の流出、崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を及ぼすことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設、貯水池等の設置及び環境の保全等のための森林の適正な配置等、適切な措置を講ずることとする。

ウ 盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)に基づき、県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守する。

(4) その他必要な事項

特になし

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、流域における森林に関する自然条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとする。

- (2) 保安施設地区の指定に関する方針
該当なし

- (3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点から、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、近年、大雨や短時間豪雨の発生頻度の増加により、尾根部からの崩壊等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など災害の発生形態が変化していることを踏まえ、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、次の取組等を行う。

ア 山地災害危険地区等における、きめ細かな治山ダムの設置等による土砂流出の抑制

イ 森林整備や山腹斜面の筋工等の組合せによる森林土壌の保全強化

ウ 流木捕捉式治山ダムの設置に加え、渓流域での危険木の伐採、溪流生態系にも配慮した林相転換等による流木災害リスクの軽減

エ 海岸防災林等の整備強化による津波・風害の防備

こうした対策の実施に際しては、流域治水の取組との連携を図る。

これらのハード対策と併せて、山地災害危険地区に係る監視体制の強化や情報提供等のソフト対策の一体的な実施、地域の避難体制との連携を図る。

あわせて、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト削減に努めるとともに、ICTや新技術の施工現場への導入を推進する。このほか、現地の実情を踏まえ、必要に応じて、在来種を用いた植栽・緑化や治山施設への魚道の設置など生物多様性の保全に努める。

- (4) その他必要な事項

保安林の適正な管理を確保するため、地域住民、地方公共団体等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調製、標識の設置等を適正に行うこととする。

3 鳥獣害の防止に関する事項

- (1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

ア 区域の設定

鳥獣害防止森林区域については別表2のとおり定める。

イ 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣であるニホンジカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法として、防護柵の設置若しくは維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等の植栽木の保護措置又はわな捕獲（くくりわな、囲いわな、箱わな

等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の捕獲による鳥獣害防止対策を推進する。

その際、関係機関等と連携し、四国森林管理局が開発した安価で組立が容易な小型囲いわなの普及や市町村、猟友会、森林管理署等との協定締結によるニホンジカ被害対策を推進するとともに、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努める。

- (2) その他必要な事項
特になし

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

レクリエーションの森など特に利用者が多く、山火事等のおそれのある箇所については、森林保護及び山火事防止を呼びかける標識を設置するとともに、巡視を強化し被害の未然防止に努める。

- (1) 森林病虫害等の被害対策の方針

松くい虫をはじめとする病虫害の早期発見、早期防除、他の樹種への転換に努める。

- (2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

3（1）アにおいて定める鳥獣害防止森林区域外におけるニホンジカや新植箇所におけるノウサギ等による森林被害についても、必要に応じ、3（1）イに準じた対策を実施する。

- (3) 林野火災の予防の方針

林野火災等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとする。

- (4) その他必要な事項

ア レクリエーションの森等の管理

レクリエーションの森等の管理に当たっては、利用実態に即した施業の実施、利用者への安全確保等に配慮する。

イ 技術の開発及び普及

多様な森林づくりによる公益的機能の高度発揮や林業の低コスト化等に資する技術の開発・実証に取り組み、その成果の普及・定着に努める。

ウ 森林環境教育等の充実

教育・環境・地域振興等の分野と連携し、森林環境教育の推進を図るとともに、森林環境教育活動の充実のため、普及啓発、情報提供、技術指導等を推進する。

第5 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位：千m³

区分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総計	(701.9)	(575.6)	(126.3)	(701.9)	(575.6)	(126.3)	(－)	(－)	(－)
	948.7	808.8	140.0	777.5	637.6	140.0	171.2	171.2	－
[前半5カ年分]									
	(521.4)	(427.1)	(94.3)	(521.4)	(427.1)	(94.3)	(－)	(－)	(－)
	639.8	539.3	100.5	558.4	457.9	100.5	81.4	81.4	－

(注) () は、官行造林で内書とする。

2 間伐面積

単位：ha

区 分	間 伐
総 数	789
前半5カ年分	375

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位：ha

区 分	人 工 造 林	天 然 更 新
総 数	106	23
前半5カ年分	42	9

4 林道の開設及び拡張に関する計画

単位 延長：km、面積：ha

開設 / 拡張	種 類	区 分	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長 及 び 箇所数	利 用 区 域 面 積	う ち 前半5 カ年分	対 図 番 号	備 考
開設	自動車道	林業専 用道	四国中央市	西之谷	1.00 (0.93) 1	341		①	その他
			小 計		1.00 (0.93) 1	341			
			西条市	石鎚	1.00 1	2,150		②	基幹
				瓶ヶ森1号	1.00 1	482		③	基幹
				瓶ヶ森1号 ・支線	0.50 1	185		③	その他
			小 計		2.50 3	2,817			
			開 設 計		3.50 (0.93) 4	3,158			
拡張	(路盤工 外)	林道	四国中央市	中之川	0.10 1		0.05 1		その他
				西之谷	0.10 1		0.05 1		その他
			小 計		0.20 2		0.10 2		
			西条市	石鎚	0.10 1		0.05 1		基幹
				西之川	0.10 1		0.05 1		基幹
				主谷	0.10 1		0.05 1		基幹
				瓶ヶ森1号	0.10 1		0.05 1		基幹
				笹ヶ峰	0.10 1		0.05 1		その他

単位 延長：km、面積：ha

開 設 / 拡 張	種 類	区 分	位 置 (市 町 村)	路 線 名	延 長 及 び 箇所数	利 用 区 域 面 積	う ち 前半5 カ年分	対 図 番 号	備 考
拡張	(路 盤 工 外)	林道	西条市	西之川	0.10 1		0.05 1		その他
				陰地	0.10 1		0.05 1		その他
				瓶ヶ森1号 ・支線	0.05 1				その他
				瓶ヶ森1号 ・36支線	0.10 1		0.05 1		その他
				加茂川・ 主谷線	0.10 1		0.05 1		その他
			小計		0.95 10		0.45 9		
	拡 張 計				1.15 12		0.55 11		

(注) 延長及び箇所数欄の()は、国有林野外で開設する林道で内書とする。

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位：ha

保安林の種類	面 積		備 考
		前半5カ年 の計画面積	
総数(実面積)	10,173.99	10,173.99	
水源涵養のための保安林	8,105.60	8,105.60	
災害防備のための保安林	2,027.61	2,027.61	
保健、風致の保存等のための保安林	2,061.18	2,061.18	

(注) 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

② 計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等 該当なし

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積
該当なし

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
該当なし

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位：地区

森林の所在		治山事業施行地区数		主な工種	備 考
市町村	区 域		前半5カ年の計画		
四国中央市	[1047、1048]	1	1	山腹工	
西条市	[1040～1042]	1	1	溪間工	
計		2	2		

- (注) 1 事業は、林班の一部で実施するものである。
2 区域には、地区単位ごとに〔 〕で括った林班名を記載。

第6 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

単位：ha

種 類	森林の所在		面 積	施業方法	
	市町村	区 域		伐採方法	その他
水源かん養 保安林	四国中央市	1043～1048、 1065～1068	1,427.04	指定施業要件による。	
	新居浜市	1065	77.03		
	西条市	1001～1042 (明)1 (田)1 (西)1、3	(125.18) 6,601.53		
	計		(125.18) 8,105.60		
土砂流出防 備保安林	四国中央市	1069、1070 (四)1～6、8～16、 31、32	(418.75) 927.37	指定施業要件による。	
	新居浜市	(新)1～9	(472.58) 472.58		
	西条市	1016、1060～1062 (庄)2、5～16	(508.25) 627.66		
	計		(1,399.58) 2,027.61		
保健保安林	四国中央市	1048	90.20	指定施業要件による。	
	西条市	1001～1003、 1006～1011、 1013～1019、 1022～1028、 1032～1038、 1040、1041	1,970.98		
	計		2,061.18		
国定公園第 1種特別地 域	西条市	1001～1003、 1007～1009、 1011、 1013～1019、 1022～1028	699.20	禁伐とする。 ただし、風致に支障が ない場合に限り、単木択 伐を行うことができる。	
計			699.20		

単位：ha

種 類	森林の所在		面 積	施業方法	
	市町村	区 域		伐採方法	その他
国定公園第 2種特別地 域	西条市	1001～1003、 1006～1011、 1013～1019、 1023～1028	506.80	択伐とする。 ただし、風致に支障が ない場合に限り、1伐区 の面積を2ha以内の皆伐 を行うことができる。	
計			506.80		
国定公園第 3種特別地 域	西条市	1001～1015、 1017～1019、 1022～1027	1,934.25	皆伐とする。 風致の維持を考慮して 施業を行うこととする。 1伐区面積を5ha以 内とする。	
計			1,934.25		
自然環境保 全地域特別 地区	西条市	1039	31.06	禁伐とする。	
計			31.06		
県自然環境 保全地域特 別地区	四国中央市	1069、1070	7.81	禁伐とする。	
計			7.81		
史跡名勝天 然記念物	西条市	1060	2.67	禁伐とする。	
計			2.67		
鳥獣保護区 特別保護地 区	西条市	1001～1003、1027、 1028、1032、1033	646.31	禁伐とする。	
計			646.31		

- (注) 1 区域欄には、当該区域が属する林班名を記載する。
2 区域欄の()は、官行造林の契約相手の略称を示す。
3 面積欄の()は、官行造林で内書とする。

2 その他必要な事項

特になし

別表1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法

1 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位：ha

区 分		森林の区域		面 積	施業方法
		国有林野	官行造林		
総 数				(1, 738. 29) 10, 686. 56	
市 別 内 訳	四国中央市	1043～1048、1065～1070	(四)1～6、8～16、21、 22、24、31、32	(529. 12) 2, 469. 82	小面積分散伐採、 長伐期施業、 複層林施業 (択伐)、 複層林施業 (択伐以外)
	新居浜市	1065	(新)1～9	(472. 58) 556. 40	
	西条市	1001～1042、1060～1064	(庄)2、5～16 (北)1、2 (明)1、(田)1 (西)1～3	(736. 59) 7, 660. 34	

- (注) 1 区域欄には、当該森林の属する林班名を記載する。
2 区域欄の()は、官行造林の契約相手の略称を示す。
3 面積欄の()は、官行造林で内書とする。

2 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位：ha

区 分		森林の区域		面 積	施業方法
		国有林野	官行造林		
総 数				(1, 251. 76) 3, 162. 08	
市 別 内 訳	四国中央市	1069、1070	(四)8～16、31、32	(270. 93) 779. 60	小面積分散伐採、 長伐期施業、 複層林施業 (択伐)、 複層林施業 (択伐以外)
	新居浜市		(新)1～9	(472. 58) 472. 58	
	西条市	1001～1004、1006～1008、 1010～1013、1016、1017、 1020、1021、1024、1025、 1027、1028、1034、 1036～1039、1041、1042、 1060～1062	(庄)2、5～16	(508. 25) 1, 909. 90	

- (注) 1 区域欄には、当該森林の属する林班名を記載する。

- 2 区域欄の（ ）は、官行造林の契約相手の略称を示す。
3 面積欄の（ ）は、官行造林で内書とする。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
該当なし

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位：ha

区 分		森林の区域		面 積	施業方法
		国有林野	官行造林		
総 数				5,207.03	
市 別 内 訳	四国中央市	1048、1065、1066、1069、1070		279.58	小面積分散伐採、 長伐期施業、 複層林施業 (択伐)、 複層林施業 (択伐以外)
	新居浜市	1065		83.82	
	西条市	1001～1019、1022～1028、 1032～1042		4,843.63	

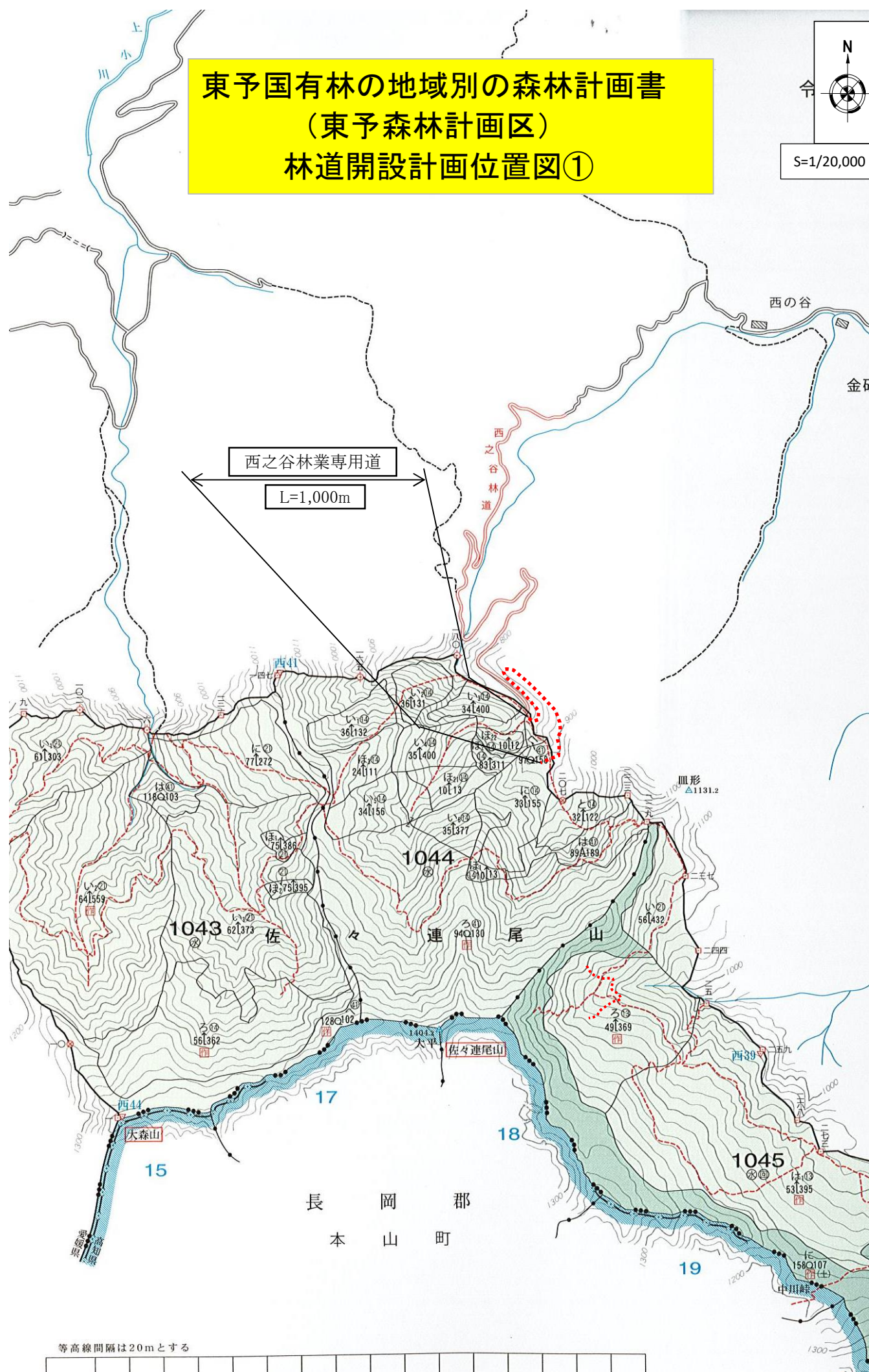
- (注) 1 区域欄には、当該森林の属する林班名を記載する。
2 区域欄の（ ）は、官行造林の契約相手の略称を示す。
3 面積欄の（ ）は、官行造林で内書とする。

別表2 鳥獣害防止森林区域

単位：ha

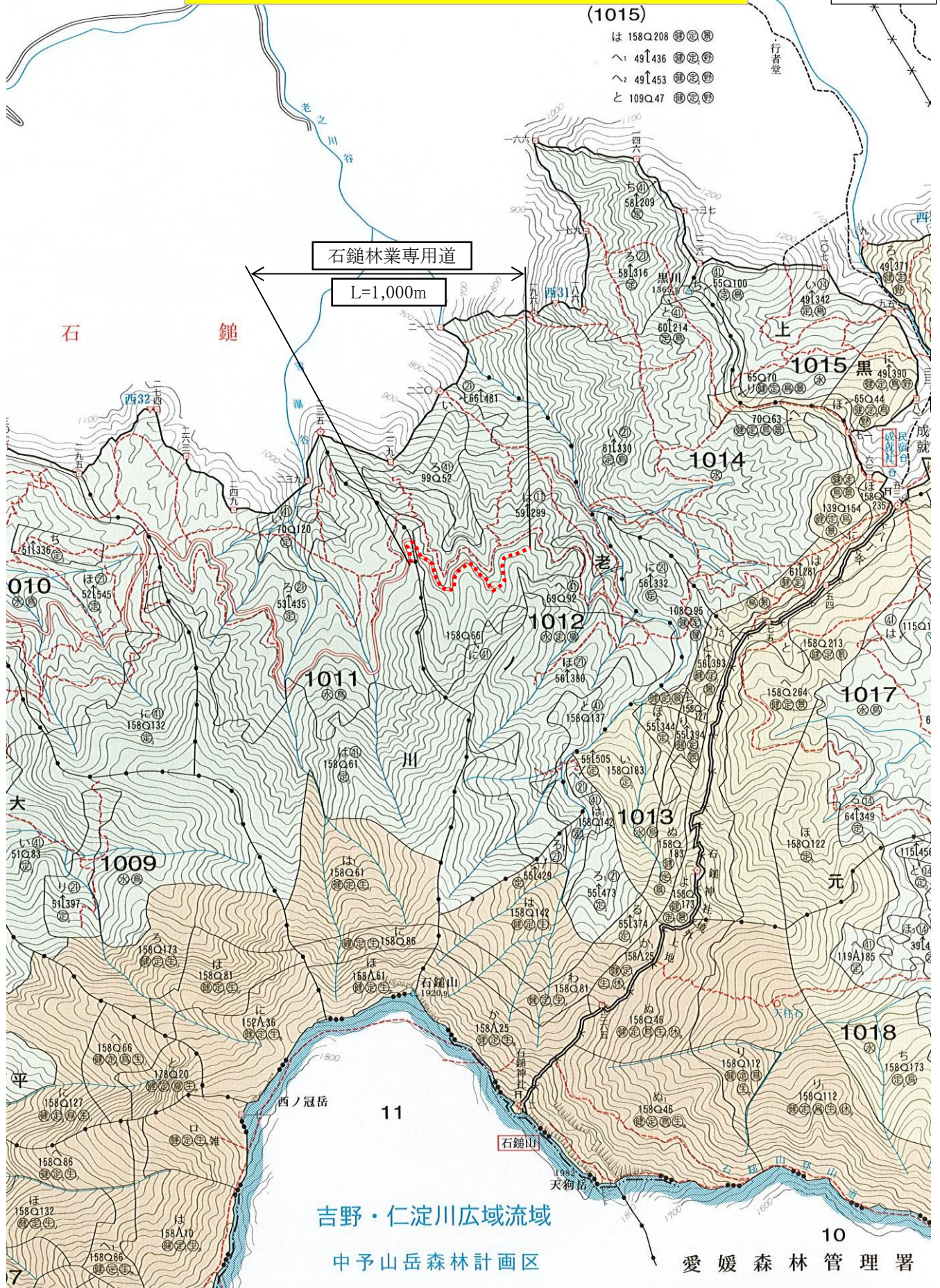
区 分		対象鳥獣の 種類	森林の区域		面 積
			国有林野	官行造林	
総 数					(1,528.39) 6,424.38
市 別 内 訳	四国中央市	ニホンジカ	1043～1048、 1065～1070	(四)1～6、8～16、 21、22、24、31、32	(529.12) 2,469.82
	新居浜市	ニホンジカ	1065	(新)1～9	(472.58) 556.40
	西条市	ニホンジカ	1029～1042、 1061～1064	(庄)2、5～16 (西)2	(526.69) 3,398.16

- (注) 1 区域は、林班により表示する。
2 区域欄の（ ）は、官行造林の契約相手の略称を示す。
3 面積欄の（ ）は、官行造林で内書とする。

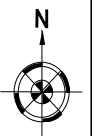


東予国有林の地域別の森林計画書 (東予森林計画区) 林道開設計画位置図②

S=1/20,000



東予国有林の地域別の森林計画書 (東予森林計画区) 林道開設計画位置図③



S=1/20,000

